

【新旧対照表】

赤字下線：変更箇所、赤字抹消線：削除箇所

とりぎん法人インターネットバンキングサービス利用規定

改定前	改定後
<p>第3条 振込サービス</p> <p>3. 取引の手続き等</p> <p><del>(1)</del> 振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。なお、振込には当日振込と予約振込があり、予約振込は当行所定の日まで指定できます。また、当日振込を利用する場合、当行所定の取扱日・取扱時間以外にご利用いただけません。当行は本規定 I . 共通事項 第3条第2項により振込内容が確定した後、振込資金を振込日当日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。また、振込手数料については、当行所定の日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。<u>前号</u>の振込手続きにかかる領収書等の発行はいたしません。</p>	<p>第3条 振込サービス</p> <p>3. 取引の手続き等</p> <p>振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。なお、振込には当日振込と予約振込があり、予約振込は当行所定の日まで指定できます。また、当日振込を利用する場合、当行所定の取扱日・取扱時間以外にご利用いただけません。当行は本規定 I . 共通事項 第3条第2項により振込内容が確定した後、振込資金を振込日当日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。また、振込手数料については、<b>当行所定の振込手数料</b>を契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。<b>なお</b>振込手続きにかかる領収書等の発行はいたしません。</p>

※改定後は、号の細分を（ ）書きのイロハ表記へ変更

※「お客様」を「契約者」に統一

とりぎんファームバンキングサービス（VALUX）利用規定

改定前	改定後
<p>第3条 振込・振替サービス</p> <p>(8) 振込手数料等</p> <p>(イ) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。 <del>ただし、その支払いについては、当行所定の日一括して引落すものとします。</del>その際には預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。</p>	<p>第3条 振込・振替サービス</p> <p>(8) 振込手数料等</p> <p>(イ) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、<b>当行所定の方法</b>により当行所定の振込手数料をいただきます。その際には預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。</p>

### とりぎんファームバンキングサービス（AnserDATAPORT）利用規定

改定前	改定後
<p>第8条 手数料</p> <p>(2) 契約者は、本サービスより第1条第2項（イ）～（ハ）に規定する取引の依頼をした場合は、当行所定の振込手数料または取扱手数料を<b>当行所定の日に1か月分を取りまとめて支払う</b><del>（総合振込・給与（賞与）振込で振込手数料支払方法を「都度」でご指定の場合には、振込日当日に支払う）</del>ものとします。ただし、地方税納入の依頼をした場合は、納入指定日に当行所定の取扱手数料を支払うものとします。また、口座振替の依頼をした場合は、収納事務委託契約に定める方法により当行所定の取扱手数料を支払うものとします。</p>	<p>第8条 手数料</p> <p>(2) 契約者は、本サービスより第1条第2項（イ）～（ハ）に規定する取引の依頼をした場合は、<b>当行所定の方法により</b>当行所定の振込手数料または取扱手数料を支払うものとします。ただし、地方税納入の依頼をした場合は、納入指定日に当行所定の取扱手数料を支払うものとします。また、口座振替の依頼をした場合は、収納事務委託契約に定める方法により当行所定の取扱手数料を支払うものとします。</p>

### とりぎんホームバンキングサービス「ホットライン」利用規定

改定前	改定後
<p>第8条 手数料等</p> <p>(2) 振込・振替サービスにより振込む場合は、当行所定の振込手数料をお支払いください。</p> <p>(3) <b>上記</b>（1）、（2）項の手数料は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日に自動的に引落します。</p>	<p>第8条 手数料等</p> <p>(2) 振込・振替サービスにより振込む場合は、<b>当行所定の方法により</b>当行所定の振込手数料をお支払いください。</p> <p>(3) <b>前</b>（1）、（2）項の手数料は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日に自動的に引落します。</p>